

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 適合証明業務約款

（総則）

- 第1条** 申請者（以下「甲」という。）及び一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「乙」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令等（以下「法令等」という。）を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人ふくしま建築住宅センター適合証明業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 第8条及び第9条の場合を除き、この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに終了する。
- （1）当該検査に関する通知書又は適合証明書（以下「適合証明書等」という。）が交付されたとき
 - （2）当該業務に係る引受承諾書の交付日から6カ月（中間現場検査及び竣工現場検査にあつては3カ月）を経過したとき
- 3 前項第2号に該当して契約が終了した場合は、申請の取下げがあつたものとする。

（甲の責務）

- 第2条** 甲は、規程に従い、申請書及び適合証明に必要な図書を乙に提出しなければならない。
- 2 甲は、乙の請求があるときは、乙の適合証明業務（以下「業務」という。）の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象住宅（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 3 甲は、別に定める「一般財団法人ふくしま建築住宅センター適合証明手数料規程」に基づき算定され引受承諾書に定められた額の手数料（以下「手数料」という。）を、第5条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査又は調査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 5 甲は、乙の業務において、対象住宅の計画又は工事に関し乙がなした不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正又は追加説明書の提出等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期間内にこれを行わなければならない。

（乙の責務）

- 第3条** 乙は、法令等によるほか規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に業務を行わなければならない。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（業務期日）

- 第4条** 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（以下「当初期日」という。）とする。業務期日の算定では規程第4条第2項に定める休日を算入しない。第2条第5項の指摘として補正又は追加説明書の提出を求める通知書が交付された場合の業務期日は、当該通知書が交付された日の翌日から当初期日までの日数を、必要な措置が完了した日に加えた日とする。
- （1）設計検査業務 一戸建ての住宅は引き受けた日から21日を経過する日、共同住宅等は引き受けた日から28日を経過する日とする。
 - （2）中間現場検査業務 定められた工程に係る工事の完了予定日又は引き受けた日のいずれか遅い日から7日を経過する日とする。
 - （3）竣工現場検査業務 工事完了予定日又は引き受けた日のいずれか遅い日から7日を経過する日とする。
- 2 乙は、甲が第2条及び第7条第1項に定める責務を怠ったとき、災害その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。

- 3 甲が乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は、業務期日を延期することができる。
- 4 前2項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

第5条 甲は、この契約の締結の後、直ちに手数料を乙に納入するものとする。

- 2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、前項と異なる支払期日を取り決めることができる。
- 3 甲が手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、適合証明書等を交付しない（適合証明書等の交付可能日が前項の支払期日より早い場合を除く。）。この場合において、乙が当該適合証明書等を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙は、その賠償の責めに任じないものとする。

(手数料の支払方法)

第6条 甲は、手数料を支払期日までに現金又は銀行振込みの方法で支払うものとする。

- 2 甲と乙は、協議により合意した場合には、他の業務と一括して支払うなどの方法をとることができる。

(審査中の計画変更)

第7条 甲は、適合証明書等の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、変更部分の関係図書を乙に提出しなければならない。

- 2 乙が前項の変更を大規模なものと認めた場合にあっては、甲は、当該申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請しなければならない。
- 3 前項に規定する申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、業務を業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを返還せず、また手数料がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が正当な理由なく、手数料を支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催促してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを返還せず、また手数料がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第10条 乙は、業務を実施することにより、対象住宅が第1条に定める法令等以外の規定に適合すること、及び対象住宅に瑕疵がないことを保証しない。

2 乙は、甲が提出した関係図書に虚偽又は事実と異なる記載があった場合は、当該業務の結果に責任を負わない。

（独立行政法人住宅金融支援機構への説明）

第11条 乙は、独立行政法人住宅金融支援機構から説明を求められた場合には、対象住宅に係る業務の内容、判断根拠その他の情報を同機構へ説明しなければならない。

（秘密保持）

第12条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

- （1）既に公知の情報である場合
- （2）甲が秘密情報でない旨書面で確認した場合

（申請情報の取扱い）

第13条 前条にかかわらず、乙は、次に掲げる場合にこの契約で得た情報を使用することができる。

- （1）甲から対象住宅に係る他の業務の申請を受けた場合
- （2）甲のプライバシーを侵害しない範囲で統計処理を行う場合

（電子申請）

第14条 甲の申請が電子申請の方法により行われた場合、乙は、当該業務の関係書類（引受承諾書、補正又は追加説明を求める通知書、適合証明書等及び副本など一連の書類をいう。以下同じ。）の交付を電子情報処理組織により行うことができる。ただし、乙は、関係書類のうち適合証明書等の書面の交付方法について、あらかじめ甲と協議して決めるものとする。

（約款の変更）

第15条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第548条の4（定型約款の変更）の規定に基づき、この約款を変更することができる。

2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により公表し、公表の際に定められる改正日から適用されるものとする。

（別途協議）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則） この約款は、平成19年4月1日から施行する。

（附則） この約款は、平成20年6月1日から施行する。

（附則） この約款は、平成21年6月1日から施行する。

（附則） この約款は、平成23年4月1日から施行する。

（附則） この約款は、令和5年5月1日から施行する。

（附則） この約款は、令和7年10月1日から施行する。